

# 職員数と給与の状況

—令和4年（2022年）4月1日現在—

## 1 職員数

### （1）団体区分別職員数〔別表1関係〕

地方公共団体定員管理調査における市町村の総職員数は 22,095 人で、前年に比べ 11 人の増加となっている。

団体区分別では、市は 18,039 人（構成比 81.6%）で、前年に比べ 40 人（0.2%）の増加、町村は 4,056 人（同 18.4%）で、前年に比べ 29 人（0.7%）の減少となっている。

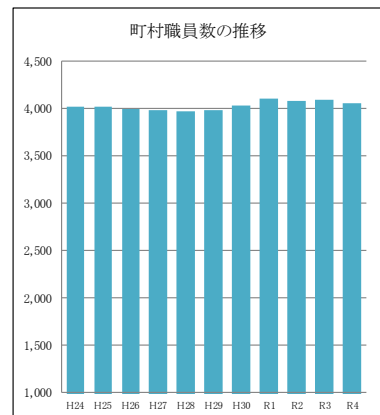
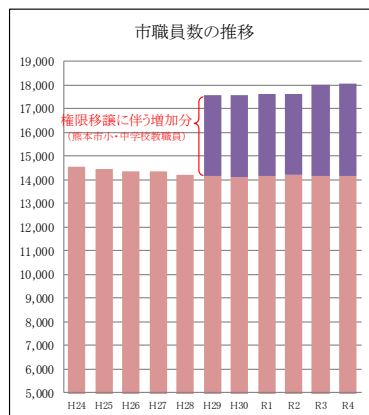
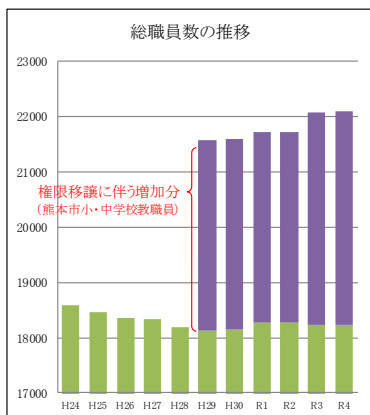
なお、平成29年度（2017年度）から、政令指定都市の市立小・中学校等の教職員の給与負担等が、都道府県から政令指定都市に権限移譲されたことに伴い、これまで計上されていなかった熊本市の当該教職員を含めることとなったため、以降の職員数が大幅に増加している。

#### ○団体区分別職員数の推移

(単位:人,%)

区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	①増減数		②増減率	
												H24→R4	R3→R4	H24→R4	R3→R4
総職員数	18,577	18,464	18,348	18,327	18,189	21,565	21,602	21,713	21,722	22,084	22,095	3,518	11	18.9	0.0
市町村	18,577	18,464	18,348	18,327	18,189	18,129	18,156	18,264	18,273	18,234	18,227	▲350	▲7	▲1.9	▲0.0
権限移譲分	-	-	-	-	-	3,436	3,446	3,449	3,449	3,850	3,868	3,868	18		0.5
市	14,565	14,443	14,350	14,344	14,225	17,580	17,569	17,615	17,647	17,999	18,039	3,474	40	23.9	0.2
市	14,565	14,443	14,350	14,344	14,225	14,144	14,123	14,166	14,198	14,149	14,171	▲394	22	▲2.7	0.2
権限移譲分	-	-	-	-	-	3,436	3,446	3,449	3,449	3,850	3,868	3,868	18		0.5
町村	4,012	4,021	3,998	3,983	3,964	3,985	4,033	4,098	4,075	4,085	4,056	44	▲29	1.1	▲0.7

※平成27年度(2015年度)から常勤の教育長は調査対象外



### （2）部門別職員数〔別表1関係〕

総職員数を部門別にみると、一般行政部門が 11,154 人で 50.5% を占め、特別行政部門（教育・消防）が 6,723 人で 30.4%、公営企業等会計部門が 4,218 人で 19.1% となっている。

増減状況は、一般行政部門の職員数が、前年と比べて 30 人の増加となっており、内訳としては、衛生が 128 人、総務が 10 人増加した一方、農林水産が 35 人、税務が 31 人、土木が 25 人、民生が 10 人、商工が 6 人、議会が 1 人減少している。

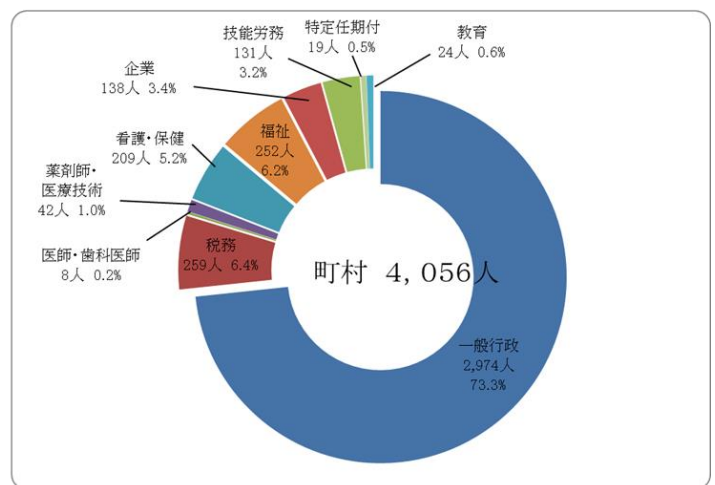
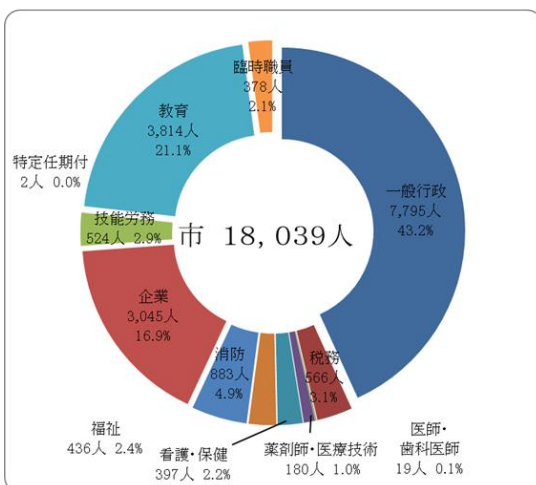
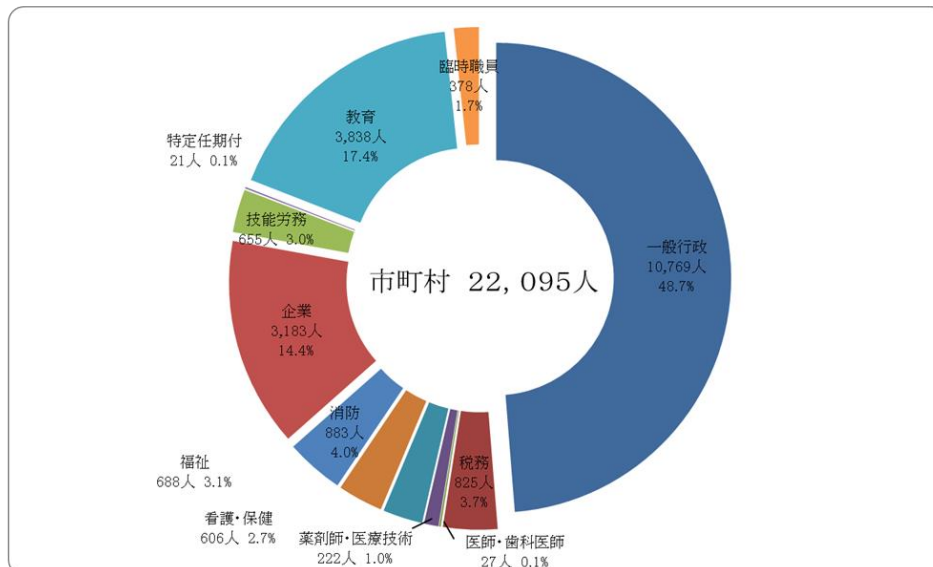
特別行政部門（教育・消防）の職員数は、前年と比べて11人の増加となっており、教育が7人、消防が4人の増加となっている。

なお、一般行政部門と特別行政部門を合わせた普通会計部門の職員数は、前年と比べて41人の増加となっている。

また、公営企業等会計部門の職員数は、前年と比べて30人の減少となっており、内訳としては、病院が28人、水道が1人、交通が1人増加した一方、その他が39人、下水道が21人減少している。

### （3）職種別職員数〔別表2関係〕

総職員数を職種別にみると、一般行政職が10,769人で48.7%を占め、次いで教育職が3,838人(17.4%)、以下、企業職が3,183人で14.4%、消防職が883人(4.0%)、税務職が825人(3.7%)、福祉職が688人(3.1%)、技能労務職が655人(3.0%)、看護・保健職が606人(2.7%)、臨時職員が378人(1.7%)、薬剤師・医療技術職が222人(1.0%)、医師・歯科医師職が27人(0.1%)、特定任期付職員が21人(0.1%)となっている。



※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。



## 2 給 与

令和4年地方公務員給与実態調査の結果に基づく令和4年（2022年）4月1日現在の県内市町村職員の給与の状況は次のとおりであった。〔別表3、4〕

### （1）平均給料月額

市町村の総職員の一人当たり平均（支給人数による加重平均。以下同じ。）給料月額は、市が322,800円（対前年比0.7%減）、町村が290,400円（同0.1%減）、市町村全体では316,900円（同0.6%減）となっている。

このうち、一般行政職については、市は平均年齢42.2歳で平均給料月額316,300円、町村は平均年齢40.4歳で平均給料月額292,000円、市町村全体では平均年齢41.7歳で平均給料月額309,600円となっている。

### （2）扶養手当

扶養手当の受給者は、市が7,711人（市職員の42.7%）、町村が1,875人（町村職員の46.2%）、市町村合計では9,586人（総職員の43.4%）となっている。

また、一人当たりの平均受給額は、市が月額21,500円、町村が月額21,900円、市町村合計では21,600円となっている。

### （3）住居手当

住居手当の受給者は、市が4,637人（市職員の25.7%）、町村が941人（町村職員の23.2%）、市町村合計では5,578人で（総職員の25.2%）となっている。

また、一人当たりの平均受給額は、市が月額25,100円、町村が月額22,900円、市町村合計では24,700円となっている。

### （4）通勤手当

通勤手当の受給者は、市が14,949人（市職員の82.9%）、町村が2,926人（町村職員の72.1%）、市町村合計では17,875人（総職員の80.9%）となっている。

また、一人当たりの平均受給額は、市が月額6,700円、町村が月額6,200円、市町村合計では6,600円となっている。

### （5）特殊勤務手当

特殊勤務手当の受給者は、市が5,371人（市職員の29.8%）、町村が187人（町村職員の4.6%）、市町村合計では5,558人（総職員の25.2%）となっている。

また、一人当たりの平均受給額は、市が月額25,100円、町村が月額28,200円、市町村合計では25,200円となっている。

### （6）ラスパイレス指数

一般行政職の地方公務員と国家公務員の給料水準を、国家公務員を100として比較したラスパイレス指数は、市（指定都市を除く）の平均が96.9（対前年比0.1減）、町村の平均が94.6（同±0）、市町村全体（指定都市を含む）では97.2（同±0）となっている。